

大和市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

平成27年9月30日

大和市教育委員会

委員長 青 蔭 文 雄

大和市教育委員会規則第15号

大和市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則
大和市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和40年大和市教育委員会規
則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「教育長、部長及び」を削る。

附 則

この規則は、平成27年10月1日から施行する。